

平成 29 年度からの継続分
苦情申立ての趣旨に一部沿った事例（全文）

～ 目 次 ～

- (1) 農耕用トラクターのナンバープレート…………… 2
- (2) 公費解体中に生じた損害…………… 6

※ 個人情報保護の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) 農耕用トラクターのナンバープレート

【苦情申立ての趣旨】

平成 29 年〇月に親族が他界し、相続人となった。

平成 30 年 1 月〇日、市の課税管理課から、親族が所有していた農耕用トラクター（以下「本件トラクター」という。）について名義変更手続又は廃車手続をするよう依頼する文書が送られてきた。そこで、同月〇日に〇〇区税務課を尋ねたところ、担当者が本件トラクターのナンバープレートをもってきて、「名義変更か廃車手続か、どうされますか。」と言われた。

本件トラクターのナンバープレートが〇〇区税務課にあったことに驚いて事情を尋ねると、平成 16 年に〇〇町で親族が車両登録の申請をして以来ずっと保管していたとのことで、その理由については「分かりません。すみません。」と言われるだけだった。また、〇〇区税務課では本件トラクターのもの以外にも複数のナンバープレートを保管しており、その名義人についての情報も把握しているようだったが、ナンバープレートを取りに来るよう催促することはしていないとのことだった。加えて、本件トラクターについては平成 29 年度までずっと軽自動車税が課税されていたようだった。

平成 16 年当時に親族がナンバープレートを受け取っていない理由は今となっては分からないのも仕方ないと思う。しかし、本件トラクターのナンバープレートを〇〇区税務課が保管していた以上、本件トラクターにナンバープレートが取り付けられておらず、実際には公道を走れない状態であることは市にとって明らかだったはずである。そうであるなら、市は、名義人に対し、登録された車両のナンバープレートを市が保管している旨連絡し、ナンバープレートを受け取ったり廃車手続をするよう促したりすべきであると思う。それにもかかわらず、市が、名義人に連絡もしないでナンバープレートを長年にわたって保管し、一方で軽自動車税を課税していたことに納得できない。

【市からの回答】

今回の申立は、本市と合併前からの〇〇町での農耕用トラクターへの課税に関する案件となりますので、地方税法（以下「法」という。）、〇〇町税条例（以下「旧条例」という。）及び熊本市税条例（以下「市条例」という。）に照らし、回答いたします。

軽自動車税は、法第 442 条の 2 及び旧条例第 80 条、市条例第 62 条の規定に基づき、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課税しているものです。

法第 447 条及び旧条例第 87 条、市条例第 69 条の規定に基づき、軽自動車等を所有することになった所有者又は軽自動車の売買があった場合にはその売主に軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告が義務付けられています。申告又は報告があった場合には、旧条例第 91 条、市条例第 70 条で課税標識（ナンバープレート）の交付を受けて車体の見やすい箇所に取り付けていなければならないと規定されています。課税標識は、申告を受けた際にそ

の場で登録し、申告者に手渡しで交付しております。

上記のとおり、農耕用トラクターの課税標識については、一般に、所有者等からの申告又は報告を受けて登録し、その場で申告者に交付します。しかし〇〇町において、当時農耕用トラクターへの課税に対する認識が低かったことから、公平かつ適正な課税に向けて取り組むため農耕用トラクターの所有関係について徴税吏員による調査を行い、課税されるべき小型特殊自動車（農耕用トラクター）の所有者等が申告及び報告をされていない事実を徴税吏員が確認し、軽自動車税の課税を行うことがありました。この場合、当初の課税時に課税標識を取りに来ていただくようご案内しておりましたが、それでもなお課税標識を受領されない方も少なくなかったことから、市と合併する前の平成 21 年 12 月にも、課税標識の交付を受けていなかった方々に対し、再度通知をお送りして、課税標識を受領されるようご案内しておりました。

申立人のご親族が所有されていた農耕用トラクターについては、ご本人からの申告がなく、徴税吏員が調査を行った際に小型特殊自動車（農耕用トラクター）を所有している事実を確認したため、〇〇町の判断で課税標識を作成し、軽自動車税を賦課しました。課税標識の交付については、当初の課税時に課税標識を取りに来られるようご本人に案内し、平成 21 年 12 月にも再度の通知をお送りしましたが、残念ながら、申立人のご親族が来られなかったことから、先日まで〇〇区税務課にて保管していたものです。

また、課税標識を取りに来られなかった方に対しても毎年度納税通知書を送付し、ご納付いただいていることから課税に関する認識をいただいているものと考え、課税標識の保管については、今後所有者やその関係者の方が廃車、名義変更等の何らかの手続きに来課された際に保管するに至った経緯等を説明し、理解を求めていくこととしております。

しかしながら、今回の申立てを受けて事実確認をしたところ、平成 30 年 1 月〇日に申立人が廃車等の手続きに来課された際、上記のような経緯について課内で情報の共有ができていなかったことから、担当者が一般的な手続きにしたがって説明をしてしまい、調査により課税されたものを登録申請があつて課税したものと誤って説明していたことが分かりました。申立人に対して適切な説明が行えず、不信感を抱かせることになってしまったことに対しましては誠に申し訳なく、ここにお詫びを申し上げます。

なお、申立内容にありました農耕用トラクター等の道路走行に関する疑問につきましては、農耕用のトラクター等の課税標識は、軽自動車の車両番号標等とは異なり、課税客体を把握するものに過ぎず、標識がなくても保安基準に適合したものであれば、もとよりこれを運行の用に供しても道路運送車両法上は差し支えないものとされています。

【オンブズマンの判断】

1 はじめに

申立人は、平成 29 年〇月に亡くなられたご親族が所有されていた農耕用トラクター（以下「本件トラクター」という。）について、平成 16 年に〇〇町で車両登録の申請がされてな

ナンバープレートが作成されたにもかかわらず、平成 29 年〇月にご親族が亡くなられるまでそのナンバープレートが本件トラクターに取り付けられることがないまま〇〇町役場、その後は市の〇〇区税務課（以下「担当課」という。）に保管されていたことに関し、「本件トラクターにナンバープレートが取り付けられておらず、実際には公道を走れない状態であることは市にとって明らかなはずである。」とした上で、市が、一方で軽自動車税を課税しておきながら、名義人に対しナンバープレートの受取りや廃車手続きを促さなかったことに納得できないと主張されています。

そこで、まず、農耕用トラクターにおけるナンバープレートの意味を確認した上で、本件トラクターのナンバープレートに関する市の対応について検討します。

2 本件トラクターは、道路運送車両法上「小型特殊自動車」に該当すると考えられます。

道路運送車両法第 19 条では、「自動車は、・・・自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、・・・国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。」と規定していますが、この「自動車」には、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は含まれていません（同法第 4 条）。ただし、検査対象軽自動車（車検を受ける必要がある軽自動車）及び二輪の小型自動車には、別に上記と同様の規定があり（同法第 73 条第 1 項）、いずれもこれに違反した人に対する罰則の規定もあります（同法第 109 条第 1 号）。

これに対し、小型特殊自動車については、これらと同様の規定が置かれていません。したがって、小型特殊自動車に当たる農耕用トラクター（以下小型特殊自動車である農耕用トラクターを単に「トラクター」という。）は、ナンバープレートを取り付けずに公道を走っても、道路運送車両法上は問題がないこととなります。

しかし、だからといって、トラクターにナンバープレートを取り付けなくてよいことにはなりません。〇〇町税条例第 91 条第 5 項及び熊本市税条例第 70 条第 3 項では、小型特殊自動車につき交付を受けた課税標識（ナンバープレート）は、町長又は市長の指示に従い、車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない旨を規定しています。したがって、トラクターにナンバープレート（課税標識）を取り付けないことは、これらの条例に違反することとなります。

なお、厳密にいうと、上記各条例の規定は、所有者等による軽自動車税に関する申告に伴い交付された課税標識を前提とした規定であり、後記 3（1）の経緯で作成された課税標識については直接適用されないとの考え方も成り立たないわけではありません。しかし、そうであっても、上記各条例の規定の趣旨に反することは明らかです。

3 担当課が本件トラクターの課税標識（ナンバープレート）を保管していたということは、担当課において前記のような条例の規定の趣旨に反する事態が生じていることを把握していたと見ることができます。

そこで、どうしてこのような事態が生じたのか、市はこのような事態を解消するためにどのような措置をとったのかを確認します。

(1) トラクター（小型特殊自動車）には、軽自動車税が課税されます（地方税法第 442 条の 2）。トラクターのナンバープレートは、その課税手続のための標識（課税標識）で、通常は新たに所有者となった者などからの申告（軽自動車税に関する申告）に基づいて作成、交付されます。

ところが、〇〇町では、トラクター等の小型特殊自動車に当たる農耕用車両（以下「トラクター等」という。）を購入しても軽自動車税に関する申告をしない例が少なからず見られ、ナンバープレートを取り付けていないトラクター等が相当数存在したとのことです。

軽自動車税に関する申告がなくても、小型特殊自動車の所有者又は使用者には軽自動車税の納税義務が生じます（地方税法第 442 条の 2）。したがって、町や市は、その軽自動車税を徴収しなければなりません。

このようなことから、〇〇町では、徴税吏員が実際に調査した上で、軽自動車税に関する申告がされていないトラクター等について課税標識を作成し、軽自動車税の課税を行ったとのことでした。本件トラクターのナンバープレート（課税標識）も、このようにして作成されたものとのことです。なお、このようにして課税標識を作成したトラクター等については、当初の課税時に、所有者等に課税標識（ナンバープレート）を取りに来るよう案内しているとのことです。

既に述べたとおり、軽自動車税に関する申告がなくても小型特殊自動車の所有者等には軽自動車税の納税義務が生じますので、このような〇〇町のとった措置に問題は認められません。

ただし、申立人が平成 30 年 1 月に担当課の窓口を訪ねた際、申立人には上記のような説明はされていませんでした。これは、課内で情報共有ができていなかったためであるとのことで、市は、当日申立人に対し正しい説明ができなかったことについて、お詫びしています。

(2) 〇〇町は、前記当初の課税時のほかに、平成 22 年 3 月に熊本市と合併するに先立ち、平成 21 年 12 月、町で課税標識（ナンバープレート）を保管していたトラクター等の所有者等に対し、課税標識を取りに来たり、廃車の手続きをしたりするよう文書で案内をしています。

しかし、〇〇町地区が熊本市に編入された後、市は、〇〇町から引き継いだナンバープレートについて、これをトラクター等の所有者等に引き渡すための特別の措置は取っていないようです。

市としては、担当課がナンバープレートを保管しているトラクター等についても、毎年納税通知書を送付し、軽自動車税の納税を受けていることから、所有者等に課税に関する認識があると考え、積極的な措置は必要ないと判断していたもののようです。

4 先に述べたとおり、トラクター等にナンバープレートが取り付けられていないということは、前記各条例の規定の趣旨に反した状態が生じていることとなります。

このような状態が生じたことについては、前記 3（1）で述べたとおり、軽自動車税の課税上やむを得ないことだと考えます。

しかし、その後の市の対応には、問題があると考えます。

担当課において課税標識（ナンバープレート）を保管し、対応するトラクター等に課税標識が取り付けられていないことを知りながら、長期間これを放置するということは、その発端がやむを得ないものとはいえ市と合併した〇〇町の行為にあることを考え合わせると、市が条例の規定の趣旨に反する行為に関与していると思われる見られなくても仕方がない事態です。しかも、市からの回答によれば、担当課が保管している課税標識は、現在でも約 230 個に及んでいるとのことです。

市としては、このような多数のトラクター等に課税標識が取り付けられていないという状態を解消するために、積極的な行動をとる必要があるのではないのでしょうか。

そのような行動として最低限のものは、例えば毎年 1 回など定期的かつ継続的に、担当課が課税標識を保管しているトラクター等の所有者等に対し、課税標識の受取り又はトラクター等の廃車手続きを促す文書を送付することです。

もちろん、より抜本的に上記の状態を解消するための方策をとることが望ましいことはいうまでもありません。

市が具体的な行動をとらないことによって条例の規定の趣旨に反する状態を容認するようなことがあってはなりません。市の積極的な対応を望みます。

（２）公費解体中に生じた損害

【苦情申立ての趣旨】

熊本地震で所有している建物が被災したので、公費解体申請をした。建物は 1 階が鉄骨の工場で、2 階が木造の住居となっており、本来は建物全体が対象とならなければならないところ、特例で建物 2 階のみが公費解体の対象となった。

平成 29 年 9 月中旬、工事が開始されたところ、解体をしていた下請業者のトラックが 1 階の事務所部分に突っ込んできて、損害を受けるという事故（以下「本件事故」という。）が発生した。仕事に支障が出るような損害だったので、下請業者の社長に責任をとるよう交渉をしたが、話は進展せず、元請業者とも交渉したがやはり進展しなかった。また、下請業者の仕事ぶりは素人同然で雑なだけでなく、下請業者に 1 階のトイレを汚されたり仕事道具を破損される等、不信感の募るようなことが何度もあった。

同年 10 月〇日、工事が 8 割ほど終了していた時点で雨漏りが起きた。工事終了後に屋根をつけるかつかないかは自己責任だが、工事中の雨漏りについては業者が責任を持つべきと思い、元請業者に連絡した。それとともに、下請業者、元請業者に不信感を抱いていたので、公費解体を所管している震災廃棄物対策課（以下「担当課」という。）にも連絡をした。担当課からは、担当者の〇〇技師だけでなく上司という職員も来たが、上司は名刺も渡さず、真摯に私の話を聞く態度ではなかった。雨漏りの件だけでなく、本件事故についても担当課に説明し、公費解体事業は市の事業だから市にも責任があり、市には自分と業者の間を仲介してほしい旨要望した。しかし、上司という職員から、「雨漏りについては、養生していな

い所有者が悪く、業者に責任はない。そちらに過失がある。」と言われ、市の責任の所在についてはうやむやにされた。結局、公費解体の対象ではない住居周辺に設置されていた柵や、外付けの階段を特別に撤去するから我慢しろというような対応をとられた。

同年12月初旬、元請業者や下請業者は信用できなかったため、〇〇技師へ「市が責任を持ってないというのであれば、解体業者の保険で何とかしてほしい。」と要望した。私としては、担当課が保険会社に直接連絡をして、話をしてくれるものだと思っていた。その後、〇〇技師から「保険会社が決まった。」という連絡があり、元請業者の保険会社の連絡先を教えられ連絡したが、保険会社からは「何も聞いていない。」と言われ、結果として〇〇技師には嘘をつかれた。加えて、それまで何度も〇〇技師には「この前連れて来た上司という職員ではなく、もっと上の責任ある人と話をしたい。」と要望しており、同月〇日に「必ず返事をください。」と要望したが、返事はなかった。

公費解体事業は市の事業で、市が認定した業者が解体をしなければならないのだから、本件事故や雨漏りの件など、業者の指導監督について市に責任があり、市が速やかに下請業者に指導していれば良かったのではないかと。それにもかかわらず、担当課の対応は解体をしてやっているというような上から目線のもので、かつ、保険のことで嘘をついたり返事をしなかったりと、市民に寄り添っているものとは感じられず、業者には強く言わずに肩を持つような姿勢にしかみえない。このような市の姿勢は、不誠実極まりないもので激しい憤りを感じ、市長に直接問いただしたいほどに納得がいかない。

また、私としては、市は自分と業者の仲介をして指示を出したり、本件事故の最終的な総括として報告書を作ってくれるものだと思っていたし、業者が足りない事情は理解できるとしても、素人同然の業者を用いていることの責任についてどのように考えているのか。このようなことについて市の見解を尋ねたく、責任ある人と話がしたいという要望を何度もしているのに、私の要望に返答しない市の対応についても、市長に直接問いただしたいほどに納得がいかない。

【市からの回答】

1 被災家屋等の解体に関して

(1) 制度の概要について

被災家屋等の解体（以下「公費解体制度」という。）は、環境省の補助制度である災害等廃棄物処理事業費補助金を活用し、平成28年熊本地震により被災した家屋等を所有者の依頼に応じ、市が当該物件の解体、撤去を行う事業です。平時の家屋等の解体は、原則として所有者の責任で実施すべきものとされていますが、被災により機能を喪失した建物を災害廃棄物として早急に解体及び撤去することにより、生活環境保全上の支障を除去し、二次災害の防止及び被災者の生活再建を図ることを目的としています。

一般廃棄物の処理については市が実施責任を負い（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条の2第1項）、災害廃棄物は一般廃棄物に当たります（法第2

条第2項)。このことから、公費解体制度は法に基づく廃棄物処理事業の一環という位置づけになり、市の事業となります。

(2) 解体の対象について

公費解体制度は、もともと全壊の判定を受けた建物が対象となっていました。この理由として、全壊の判定を受けた建物は住居や店舗としての機能を失い、従来の使用が困難であることから財産的価値が失われている、すなわち、災害廃棄物とみなすことができる一方で、半壊の判定を受けた建物は、修復すれば従来通りの使用が可能であるため財産的価値は失われておらず、所有者の財産である以上は災害廃棄物とみなすことができないことにあります。もっとも、熊本地震では従来の災害に比べて半壊の判定を受けた建物が多数出たため、生活環境の早期復旧を目的として、半壊の判定を受けた建物も公費解体制度の対象とすることになりました。

国が想定している公費解体制度において解体の対象となるのは一棟の建物全体であり、建物の一部についての解体は認められていません。一部解体が認められない理由としては、一棟の建物の中で解体対象である部分と解体対象ではない残存部分を峻別することは実質的に難しいこと、無理な構造材の切断等によって残存部分に財産的損害や生活安全上の支障が生じる可能性が高いこと、建築基準法をはじめとした法令に残存部分を適合させることが難しいこと等のリスクがあり、結果として生活環境保全上の支障を除去するという公費解体制度の目的を達成できないことが挙げられます。

(3) 制度の実施について

市では、約1万3千件ある案件を2年で処理しなければならないことから、迅速かつ効率的に業務を遂行する必要があることや、解体工事には技術的・専門的判断が必要とされることを考慮し、市が個別の案件に応じて解体業者に発注するという形態をとっておらず、〇〇協会（以下「協会」という。）と被災家屋等解体・撤去処理業務契約（以下「本件契約」という。）を締結し、協会が個々の案件に応じて業者を発注するという形態をとっています。また、受付業務も外部団体へ業務委託し、補償コンサルタントにも、受付時の権利関係の審査、工事前の立会い、解体工事の際の図面の作成等を業務委託しております。

震災廃棄物対策課（以下「担当課」という。）では、個別の案件において公費解体制度の対象となるか否かの決定、解体完了後の立会いを行うほかは、公費解体制度全体が迅速かつ効率的に実施されるよう後見的立場で監督することを主な役割としています。解体工事の実施については、協会から再委託を受けた解体業者の責任によって実施することになり、協会が解体業者への監督、指導を行います。市は、原則として解体業者へ直接指導をすることはせず、協会を通じて解体業者へ指導することになっております。このことは、本件契約の内容を示した契約書（以下「本件契約書」という。）第10条第1項において明記されています。もっとも、担当課が個別の案件に全く関与しないということではなく、必要に応じて対応することはあります。

(4) 解体に伴うリスクについて

解体に伴うリスクについては、「被災家屋等の解体・撤去に係る依頼書」（以下「依頼書」という。）の裏面にある「被災家屋等の解体・撤去に係る同意」（以下「同意条項」という。）で説明しており、依頼者には同意条項に了承した上で署名押印をしていただいております。同意条項の2には、「当該家屋等（当該家屋内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしないこと。」と規定し、注記として、「本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。」と記載しております。

これに加えて、実質的な一部解体に当たるような場合には特に残存部分に損害が発生しやすいことから、受付時等に口頭で依頼者に説明をしております。

2 本件経緯

平成29年1月〇日、申立人が市役所本庁舎14階にある公費解体制度の受付窓口を訪れ、公費解体制度の依頼をされました。申立人が解体を希望された建物（以下「本件建物」という。）は2階建てで、2階部分のみの解体を希望されていたことから、本庁舎14階の窓口では公費解体制度の対象となるか判断が難しいということだったので、本庁舎7階にある担当課までお越しいただき、担当課で依頼内容を再度検討しました。2階部分のみの解体は可能であると判断し、申立人が依頼書及び同意条項に署名押印をされていたことから受付をしました。

同年7月〇日、申立人に公費解体制度の依頼を決定する旨の決定通知書を送付いたしました。

同年8月〇日、再受託者であるA社が解体を担当し、A社の下請業者が実際の解体を担当して解体工事に着工しました。

同年10月〇日、申立人から元請業者へ、「申立人宅の天井の吹付け材の一部が落下し、漏電している。」という連絡がありました。

同月〇日、申立人から担当課へ連絡があり、「2階を解体していたところ、1階が雨漏りし、天井の一部が落下して漏電している。立会い時や事前に、作業へのアドバイスや注意はできなかったのか。まずは状況を確認しにくるべきではないか。」と述べられました。申立人の連絡を受けて、〇〇技師が現場に行ったところ、2階の解体は概ね終了していること、1階の吹付け材が数箇所落下していること、1階の各所に雨漏りがあること、を確認しました。申立人は、早急な雨漏りの対策や漏電からの復旧と、業者へ不信感を持っていることから市が対応することをご要望されました。申立人からのご要望を受けて、A社へ漏電からの復旧のために業者の手配を早急に行うこと、雨漏り対策として隙間が生じないようにシート張りを行うこと、工事を一時中止にすること、保険の適用が可能であることを確認することを指示しました。

同月〇日、〇〇技師から申立人へ連絡し、「市では解体のみを行なうため、工事着手後の防水は一切行っておりません。2階を解体すれば1階には直接雨が当たります。工事着手後補修は自分で対応することを了承された上で依頼を受け付けていますので、雨漏りについ

て市に責任はないと考えております。」と説明しました。申立人は納得されず、上司の対応を求められましたので、課長に報告し、翌日改めてお話をすることになりました。

同月〇日、〇〇主査、〇〇技師、A社の担当で現場を訪問しました。〇〇主査が職員証で名前を示した後、「市の方針としては、残存する建物の補修は一切していません。また、依頼をされた時に、2階部分のみを解体することのリスクについては説明させていただいております。」と説明したところ、申立人は「解体後の補修は当然自分でするつもりだが、今回は解体工事の施工中のことであり、市が補償すべきであると考えている。階段や手すりも解体の対象外とされている。また、解体を特別に受け付けてやったというような態度が気に障る。なぜ課長は対応しないのか。」と述べられました。これを受けて、「対応に関しては、課長まで報告を行った上で、このような説明をすることについて確認はとっています。市の方針は一切変えることはできません。補修をできない代わりとして、階段や柵の撤去はすることができますがいかがでしょうか。」と〇〇主査が説明したところ、「その提案は主査の意見で不確定なものであろうから、上に確認してほしい。」と申立人が述べられたので、この日の対応は終了しました。

同月〇日、〇〇主査から申立人に電話し、「残存する建物について補償はしないこと及び提案していた階段と柵の撤去について課長の了承を得ました。ただし、階段や柵を元々撤去の対象外としていたのは、残存する建物と一体となっており、撤去するとなるとリスクがあるからです。階段や柵を撤去することにリスクがあることや、すべてのリスクを事前に説明できないことも承知していただきたいと思います。」と説明しました。申立人は補償の件については納得されず、階段や柵の撤去については了承されました。

同月〇日、〇〇主査及び〇〇技師が現地に赴いたところ、申立人から市の責任の所在についてお尋ねがあったので、以前と同様の説明をいたしました。

同年11月〇日、2階の撤去が完了したので、完了立会いを実施しました。

同月末日頃、申立人から〇〇技師へ「解体と雨漏りの件については了承をしたが、工事初期に業者によって壊された扉の補修はまだか。業者とは話をしたくない。市に責任をとってほしい。」という連絡がありました。これに対して、「業者へこちらから連絡することはできませんが、業者が保険で補修の対応をすることになるかと思います。」と回答しました。その後、A社へ確認をしたところ、工事中にA社が雇用していた業者が1階の扉を破損する事故（以下「本件事故」という。）を起こしており、現在申立人と直接協議をして見積段階であるということだったので、早期に対応するよう指示しました。

同年12月初旬、申立人から〇〇技師へ「対応がまだである。直接保険会社と話をしたいから、どこの保険会社なのか教えてほしい。」というお尋ねがあり、「業者へ確認します。」と回答をしました。加えて、「上の責任のある人と話をしたい。」というご要望があったため、「回答するかどうかを含めて課内で検討します。」と伝えました。その後、課内で検討し、上司から改めて回答する必要はないという結論になったため、上司からは連絡をいたしませんでした。また、A社へ確認したところ、A社と保険会社数社が対応の相談をしております担

当者は決まっていないが、申立人が保険会社に直接連絡しても構わないということだったので、申立人へ連絡し、保険会社数社の連絡先を教えました。その後 A 社から、保険会社では申立人の要望に対応できないため、A 社が費用負担をする方向になったという連絡を受けました。

平成 30 年 1 月初旬、A 社へ状況を確認したところ、破損した扉の修理については修理業者が担当しており A 社が頭金を支払い、現在も協議中であるという報告を受けました。

3 市の見解

(1) 特例で公費解体制度の対象になったというご主張について

「苦情申立ての趣旨」によれば、「本来は建物全体が対象とならなければならないところ、特例で建物 2 階のみが公費解体の対象となった。」とありますが、特例で一部解体を認めたということではございません。

登記簿上では 1 棟の建物となっていますが、1 階が鉄骨作りで、1 階の鉄骨屋根の上に打設されたコンクリートを基礎部分として木造の 2 階が建築されていること、1 階が店舗で 2 階が住宅であることから災証明は 1 階と 2 階でそれぞれ発行されていること、を理由として、1 階と 2 階は別棟とみなすことが可能でした。

さらに、申立人は同意条項に署名押印をし、2 階を撤去後の残存部分について市が補修等を行わないことを承諾されていることから、解体に伴うリスクについても同意していただいたものとして公費解体制度の対象になるものと判断しました。明確な記録は残っておりませんが、受付時に本庁舎 7 階にある担当課までわざわざ申立人にお越しいただき、担当課の職員が対応をしたことは資料に残っていることから、口頭での説明も行ったものと考えております。

(2) 市の責任について

ア 雨漏りに関して

2 階の解体工事によって、1 階に雨漏りが生じたのは事実ですが、工事に際して重機を用いず手作業による解体にするなど、残存部分への損害ができるだけ少なくなるような方法をとっております。雨漏りに関しては、工事の実施自体に問題はなかったものと認識しており、防水加工の有無や経年劣化の影響など工事以外の要因も考えられます。

また、工事を施工する側が所有者の財産に配慮することはもちろんのことですが、本件のような解体を行った場合の残存部分への損害については、所有者には一定の損害を受忍していただく必要があり、それに伴い残存部分の保全措置も所有者の責任で行うべきものと考えております。このような所有者の責任については上述した同意条項の 2 で定めており、申立人の署名押印もいただいていることから、申立人には解体工事の着工前に納得していただいたものと考えております。同意条項については、日付は特定できませんが、申立人からのご連絡を受けた後の対応の中で再度申立人が署名押印されたものをご確認いただいていることから、その際にも納得していただいたものと考えております。

したがって、1 階に雨漏りが生じたことにつきましては、市及び解体業者に責任はなかつ

たものと考えております。

イ 破損した扉の修復について

本件契約書第 19 条には、「成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害は、受託者がその費用を負担する。ただし、委託者の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。」と規定され、第 20 条には「受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。」と規定されています。

A 社が雇用していた業者が本件事故を起こしたことは事実であり、上記条項に基づいて協会及び A 社が修理費の負担も含めて対応しているところです。根本的に責任のある A 社が対応している以上は、市が別途に対応する必要はないと考えており、適正な解決へ協議が進められた結果、解決のめどはついているものと考えております。

ウ 指導監督責任について

上述のとおり、解体工事実施中の個々の解体業者への指導は原則として協会が行うものとなっていますが、本件では担当課に申立人から直接ご連絡があり担当課の対応を望まれたこと、申立人の損害が大きかったことから、担当課が申立人へ対応するとともに必要に応じて A 社へ指示を出しました。

担当課としては、申立人からご連絡を受けた後に、A 社へは可能な限り迅速、適切に対応するよう指示を出しており、特に問題はなかったものと考えております。

なお、解体業者の選定については、協会が行っています。選定の基準については本件契約第 5 条で定められており、業務遂行に問題のないような専門性を有しているものが選ばれているようにはしております。ただし、本件では申立人に不信感を抱かせるような行為が A 社にあったことは事実ですので、本件も含めて、依頼者へは誠意をもって真摯に対応するよう指示を出しました。

(3) 担当課の対応について

申立人からの「責任のある人と話をしたい。」というご要望については、担当課長も含めて課内で検討し、担当課の責任者として〇〇主査が〇〇技師とともに対応してきました。本件につきましては〇〇主査が市側の責任者として対応してきたところであり、申立人のご要望にはお応えしてきたものと考えております。

また、市に申立人と A 社の仲介をご要望されていますが、本件契約書第 19 条及び第 20 条の規定に基づき、協会及び A 社が対応することとなっています。協会及び A 社は本件の解決へ向けて対応しているところであり、この件については市が特に関与する必要性はないと考えております。

もともと、A 社の対応が遅れたことや、担当課の対応の中で申立人が不信感を抱かれたことは事実であり、被災された申立人への配慮が足りなかったことについては反省すべきものと考えております。この点につきましてはお詫び申し上げます。

なお、苦情申立ての趣旨の中には「本件事故の最終的な総括として報告書を作ってくれる

ものだと思っていた」とありますが、担当課としては今回の「市からの回答」とは別に報告書を作成することはございませんので、この点につきましてはご理解いただきたいと思います。

【オンブズマンの判断】

1 はじめに

(1) 本件の概要は、市が実施した被災家屋等の解体（以下「公費解体制度」という。）によって申立人が所有する建物（以下「本件建物」という。）の2階部分を解体したところ、1階部分に損害が生じたというものです。申立人は解体作業を担当した業者に責任があるだけでなく、市にも責任があると主張しているのに対して、震災廃棄物対策課（以下「担当課」という。）では、〇〇協会（以下「協会」という。）及び解体業者が対応をしている以上は、市が改めて責任を負う必要はないと主張しています。

申立人が担当課の対応に不満を抱いているのは、上述した主張の齟齬に大きな原因があるかと思えます。そして、①解体業者が雇用していた業者が起こした事故（以下「本件事故」という。）によって生じた損害について、市は何らかの対応をとるべきであるか（以下「争点①」という。）、②1階部分に生じた雨漏り（以下「本件雨漏り」という。）について誰が責任をとるべきか（以下「争点②」という。）、という争点に関して、申立人と市の間で見解の相違があることに、齟齬が生じる原因は集約されていると思われまます。

(2) 公費解体制度については、先例や文献がほとんどなく、阪神・淡路大震災や東日本大震災を経て、熊本地震でその内容が変遷してきており、上記のような争点を検討するに当たっては、市が行っている公費解体制度がどのような制度であるかを一度整理しておく必要があります。

そこで、まずは公費解体制度についての検討をしていきたいと思えます。

2 公費解体制度の検討

(1) 一般的に、家屋等の解体、撤去は当該家屋等の所有者が責任をもって行うべきことが原則とされています。この原則に従えば、仮に、災害によって家屋等が被害を受け解体、撤去せざるを得ない状況になったとしても、所有者自身によって解体等を行わなければなりません。

しかし、損傷した家屋等を放置しておく、倒壊等による二次災害の発生や復旧活動への支障、生活衛生の悪化といった弊害が生じ、早急に家屋等を解体、撤去する必要があります。また、原則とおりに所有者が解体等の責任を負うとすると、被災した所有者に早急な解体等を期待することは酷ですし、一方で、土地を更地にした方が住居の再築や土地の売買等の有効活用ができ、被災者の生活再建に資することになります。

そこで、本来は所有者が実施主体として行うべき家屋等の解体等を、災害時の特別な状況に応じて、所有者の依頼を受けた行政（市）が所有者の代わりに実施主体となって行うべき制度が公費解体制度であるといえます。そして、法的な根拠としては、「市からの回答」で

説明されているように、被災した家屋等を災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第2条第2項）と判断し、公費解体制度は災害廃棄物の処理、すなわち、廃棄物処理事業の一環ということになります。

公費解体制度が廃棄物処理事業である以上は、公費解体制度の主な目的は、災害廃棄物の処理を通じた生活環境の保全や災害廃棄物による二次災害の防止という、公益の実現にあると解されます。公費解体制度には、被災者の生活再建も目的として含まれていますが、見舞金の給付といった生活再建を直接の目的とした制度とは異なり、あくまでも災害廃棄物の処理という手段を通じて達成されるべき目的であると解されます。

ただし、熊本地震では、り災証明で半壊の認定を受けた家屋等にまで対象となる家屋等が拡張されています。これは、生活環境の保全や二次災害の防止といった公益の実現よりも、被災者の生活再建への便宜を重視したものであると考えられます。そうすると、熊本地震における公費解体制度というのは、本来想定されていた公費解体制度よりは、被災者の生活再建という目的が強調されているとみることができます。

(2) 以上のとおり、被災した家屋等の解体、撤去を市の業務として行うためには、被災家屋等が災害廃棄物と判断される必要があります。もっとも、被災家屋等の損傷が軽微で従来とおりの使用が可能である場合には、公費解体制度の目的からすれば、解体、撤去の必要性に乏しいことになりすし、被災家屋等の被害状況が甚大で使用が不可能であるとしても、所有者の意思に反して強制的に解体するということには慎重にならざるをえません。

そうすると、市が、依頼を受けた被災家屋等を災害廃棄物と判断するためには、被災家屋等が本来有していた機能や価値を喪失したことや、被災家屋等の所有者が所有権を放棄したといったことを考慮すべきことになります。被災家屋等が本来有していた機能や価値を喪失したか否かの判断については、り災証明による認定で判断することができます。一方で、所有者が「被災家屋等の解体・撤去に係る依頼書」（以下「依頼書」という。）を市に提出することによって、所有者が所有権の放棄の意思表示をしたと判断することになります。

3 争点①の検討

(1) 前提

争点①を検討する前に、そもそも解体業者が所有者に負うべき責任について、その責任は市に帰属するののかということを確認しておく必要があります。なぜならば、仮に市が責任を全く負わないということであれば、解体業者と所有者の間で解決されるべき問題であり、市が関与する必要性はなくなるからです。

では、解体業者が所有者に責任を負うとした場合、解体業者の責任は市に帰属するのでしょうか。これは、市と解体業者を一体的な主体としてみることができるか、という形で置き換えることができます。市と解体業者は、行政機関と私人という別個の主体であり、契約関係にないことも踏まえれば、市と解体業者を一体的な主体とみることはできないとも思えます。

以下では、この点について検討します。

(2) 考え方

行政が実施すべき業務について、行政が民間の業者に委託し、委託を受けた業者が職務を行う場合があります。委託をすることによって、業務の合理化・迅速化、専門的・技術的知見の活用、コストの削減といったメリットを得られることが考えられるため、業務委託をすること自体に問題はありません。ただし、当該業務を委託したからといって、本来の実施主体である行政の負う責任が全くなくなるかという点、そのようには考えられていません。

国家賠償法第1条第1項では、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定されており、「公務員」が侵害行為の主体である旨明記されています。この条文を字義通り適用すれば、公務員という身分を有する者の行為のみが、同項の対象になり得ることになりそうです。

しかし、判例や通説は、私人であっても、行政から業務委託を受けている場合には「公務員」とみなして同項の責任を負う場合があると解しており、違法行為の主体を国家公務員法上や地方公務員法上の公務員に限定していません。原因となった職務を直接行った主体が公務員という身分を有する者であったかという観点は重視せず、当該職務は行政が本来的には責任をもって行う職務（公務）であったのかという観点を重視し、当該職務を公務とみることができれば、行政に責任を認めようとする見解です。

本件では、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を検討しませんが、公費解体制度における市の責任の所在を検討するためには、上述の見解は参考になるものと思われます。そして、公費解体制度に当てはめるならば、私人たる解体業者が行う被災家屋等の解体、撤去を公務の遂行とみることができるか、という形で検討すべきことになり、公務であると認められる場合は、市と解体業者を一体的な主体としてみることができることになります。

(3) 被災家屋等の解体、撤去は公務か

ア 一般論

市では、協会と被災家屋等解体・撤去処理業務契約（以下「本件契約」という。）を結び、協会が個別の案件に応じて解体業者を選定し、当該業者が実際の解体、撤去工事を行っています。

本件契約の契約書（以下「本件契約書」という。）及び仕様書（以下「本件仕様書」という。）には、次のような本件契約の内容が示されています。

本件仕様書第9条には、「本業務は熊本地震により被災した家屋のうち、本市へ所有者等から申し出を受けた被災家屋等の解体・撤去処理及び廃材運搬に係る一連の業務を行うものである。」と定められ、受託者（協会）の行う業務として、「所有者等及び管理担当者と事前立会いを行い、解体対象家屋等を確認する業務」（第12条第1号）、「上記にて確認した所有者等の解体・撤去・廃材運搬に係る一連の業務（以下「解体業務」）」（同条第2号）、「解体業務完了後、所有者（代理者）及び管理担当者と現場立会いを行い、業務完了を確認する

業務」(同条第3号)、「上記のほか、本業務委託を実施するにあたり付随する業務」(同条第4号)が定められています。

また、本件契約書には、あらかじめ委託者(市)の承諾があった場合に再受託が可能である旨の規定(第4条1項但書)、再受託者の資格に関する規定(第5条)、再受託者や受託者(協会)から仕事を請け負った者への措置に関する規定(第10条)が設けられています。

このような契約内容からすれば、市が採用した公費解体制度のスキームにおいては、家屋等の解体、撤去という業務を協会へ委託するだけでなく、さらに再受託者＝個々の解体業者へ再委託することまで予定されていたものと考えられます。そうすると、個々の解体業者が行った家屋等の解体、撤去は、公費解体制度において市が実施主体となって行うべき業務であったと推認されます。なお、解体業者の下請業者も、一般的には解体業者の履行補助者として一体的にみることができると、解体業者が直接作業を行っていたか否かは関係がないと考えます。

ただし、今回の調査では、協会と解体業者との間で作成された契約書等は明らかにならなかったため、客観的資料がない以上は契約内容を精査したとはいえ、断定ではなく「推認」としています。もっとも、本件契約の内容、市の認識や公費解体制度の実態を考慮すれば、上述した認定になるのが自然であると思われま。

イ 本件の検討

オンブズマンが調査したところによれば、本件事故により1階部分の扉が破損したという事実については、申立人及び担当課に争いはありません。客観的資料がないため詳細な経緯については不明ですが、解体業者に本件事故の責任があることを担当課も認めているため、以下では解体業者に責任があることを前提とします。

本件事故の詳細な経緯が不明である以上、断定はできませんが、本件事故が、「苦情申立ての趣旨」に記載された「解体をしていた下請業者のトラックが1階の事務所部分に突っ込んできて、損害を受けるという事故」であるならば、本件事故は被災家屋等の解体、撤去作業中又はそれに密接に関連する行為であったと考えられます。

したがって、本件事故は公務の遂行中に発生したものであると考えられます。

(4) 本件契約書の規定について

本件契約書第19条には、「成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害は、受託者とその費用を負担する。ただし、委託者の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。」と規定され、第20条には「受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。」と規定されています。

このうち、第19条は、本件契約の当事者間に損害が生じた場合の費用負担に関する規定であり、第20条は、本件契約の当事者ではない第三者に損害が生じた場合の費用負担に関する規定であり、本件では第三者である申立人に損害が生じた場合として第20条が適用されることとなります。

第 20 条は、内部的な費用負担に関する規定と解されることから、本件契約の当事者に拘束力を及ぼします。この規定によって、第三者に損害が生じた場合に、協会又は解体業者が公費解体制度を実施する側の代表として、第三者に対応するという取り決めをすること自体は可能であると解されます。しかし、契約関係にない対外的な第三者に対して、市の責任を免責するという効力まで有すると解することはできません。

なお、本件契約書の「受託者」は協会ですが、協会の受託業務を「再受託者」として解体業者が行うことが予定されていること、協会と解体業者間の契約においても同種の取り決めが成立していると推認されることから、第 20 条が適用されることになると解されます。

(5) 小括

本件契約書第 20 条の規定によって、協会又は解体業者が申立人に対応することになっているとすれば、本件でも担当課が申立人に直接対応する必然性はないと思われます。ただし、市が免責されることにはならないので、本件事故について市が全く無関係であるということにはならず、場合によっては市が対応する必要性も生じます。

オンブズマンとしては、本件事故に関する担当課の申立人への対応は、明確に不適切なものであったとまではいえないと考えます。しかし、オンブズマンが調査した限りでは、今まで検討してきた点について、市がどのような認識を有しているか明確でない部分が多かったように思います。結果として、申立人が本件事故に関する市の姿勢に疑問を感じられたことも、無理からぬものがあつたように思われます。

4 争点②の検討

(1) 本件で検討できること

ア 本件事故のように、市から業務委託を受けた私人が不注意等によって事故を起こすというリスクは、公費解体制度に限らず、市が業務委託している事案においては常に内在しているリスクといえます。

これに対して、本件雨漏りというのは、本来的な公費解体制度においても想定されていなかったリスクで、本件建物の 2 階部分のみを解体、撤去するという個別の事情に内在していたリスクが顕在化したものであると解されます。

争点②の本質は、本件雨漏りという顕在化したリスクについて誰が責任を負うかというものです。この点について、申立人と市では、最終的に誰の責任によるものであるか見解が分かれています。

イ 2 階部分を解体、撤去すれば 1 階部分に何らかのリスクが生じるというのは、専門的知識を有していない者でも予見することは可能であると思われます。そのため、2 階部分のみの解体を依頼した申立人は、一定程度のリスクを受忍することは避けられないと解されま

す。一方で、本件雨漏りが生じたのは解体、撤去作業の工程が終了する前の段階であることから、2 階部分の解体、撤去作業が本件雨漏りに何らかの影響を与えたこと自体は否定できないと思われます。そうすると、本件建物の解体、撤去を公務として実施する側（市、協会、

解体業者等)には、リスクが顕在化することを防止するための措置をとる必要性が生じることになります。

最終的な責任の所在を明らかにするためには、実際に行われた解体、撤去作業や本件建物の防水性能、経年劣化等について、技術的、専門的見地に基づいた検証を重ね、雨漏りの原因が何であるかを申立人と市が主張を尽くす必要があります。そのため、オンブズマンによる簡易・迅速な調査では、雨漏りの原因を究明することはできず、最終的なリスクの所在を確定することはできません。

もっとも、解体、撤去作業を開始する前に、解体、撤去に伴うリスクに関する取り決めを、申立人と市による合意で決定することは可能です。合意の成立や合意の内容については、オンブズマンの調査の限りで判断を示すことができます。

そこで、以下では、申立人と市の間にはリスクに関する合意が成立していたのか、その内容がどのようなものであったかを検討します。

(2) 申立人と市の間合意の成否及び内容

ア 一般的に、合意は当事者間の意思の合致によって成立し、その合意の内容は、当事者の合理的意思を解釈して決定すべきであると解されています。合意の成立や内容を検討するにあたっては、契約書のような客観的資料が重要な意味を持ちます。

公費解体制度においては、依頼書の裏面に「被災家屋等の解体・撤去に係る同意」(以下「同意条項」という。)が記載されています。これは、市が同意条項の1ないし5に提示した事項に、依頼者が同意する旨の内容となっています。この同意条項に依頼者が署名押印することによって、依頼者と市の間には、同意条項に規定された事項について合意が成立しているものと解されます。

「市からの回答」によれば、「工事を施工する側が所有者の財産に配慮することはもちろんのことですが、本件のような解体を行った場合の残存部分への損害については、所有者には一定の損害を受忍していただく必要があります、それに伴い残存部分の保全措置も所有者の責任で行うべきものと考えております。このような所有者の責任については上述した同意条項の2で定めて」と説明されています。

そこで、同意条項の2によって、「市からの回答」で説明されているような内容の合意は成立するのかが問題となります。

イ 同意条項の2には、「当該家屋等(当該家屋内の残置物を含む。)の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしないこと。」と記載されています。

同意条項の2は、公費解体制度における一般的なケース、すなわち、解体、撤去後の土地には建物は存在せず、更地又は更地に近い状態になっているケースを想定して、以下のような趣旨であると解されます。

依頼者は、家屋等を災害廃棄物として処理する意思のもとで市に解体、撤去を依頼していることから、後に解体、撤去された前の状態に戻すことを市に請求するというのは、依頼者

の矛盾した挙動であり、市が責任を負うというのは不合理です。そのため、所有者が市に依頼をした以上は、家屋等を再使用することはできないというリスクは受忍すべきこととなります。

また、家屋等を取り壊すための作業によって家屋等が損壊することは当然のことであり、依頼者も理解しているものと一般的に考えられることから、損害賠償請求は不合理であるといえます。したがって、依頼者は、解体、撤去作業によって、家屋等に生じる損壊というリスクについても受忍すべきこととなります。

以上からすれば、同意条項の2は、公費解体制度で想定される一般的なケースにおいて、依頼者が受忍すべきリスクを定めた規定であり、依頼者と市には、上記趣旨の合意が成立すると解されます。

ウ 同意条項の2が上記趣旨であることを前提として本件を検討してみると、本件では、2階部分と1階部分を別棟の建物であると判断され、2階部分のみが解体の対象となっています。同意条項の2にある「当該家屋等」というのは、解体、撤去の対象となった家屋等であると解される場所、本件で対象となった2階部分に生じるリスクについては、申立人と市の間で合意が成立していたと解することはできます。

しかし、解体対象となっていない1階部分については、同意条項の2によって、申立人と市との間に1階部分に生じるリスクに関する合意が成立していたと解することは難しいと思われます。2階部分と1階部分を別棟であると観念することはできても、現実的には2階部分を解体した後も1階部分は残存していることから、同意条項の2が想定している公費解体制度の一般的なケースとは異なるケースであり、本件は、同意条項の2が適用される前提を欠いたものと解されるからです。

なお、「本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。」という注記は、被災家屋等の解体撤去が、リフォーム等の財産保全を目的としたものではなく、災害廃棄物の処理を目的としたものであることを確認する趣旨であると解されます。しかし、この趣旨を超えて、解体、撤去の対象となっていない建物の所有者に損害を受忍すべきという趣旨まで含まれていると解することは難しいと思われます。

エ 同意条項によって申立人と市の間で合意が成立していなかったとしても、別途、口頭で合意が成立していたという事実があれば、申立人と市の間で合意が成立していたと解することはできます。

これについて、「市からの回答」によると、「明確な記録は残っておりませんが、受付時に本庁舎7階にある担当課までわざわざ申立人にお越しいただき、担当課の職員が対応をしたことは資料に残っていることから、口頭での説明も行ったものと考えております。」と説明されています。

オンブズマンも資料を確認しましたが、受付時に担当課の職員が申立人に対応したこと、解体、撤去作業を手作業とする旨のメモがあることから、2階部分の解体によって1階部分に支障が出ないような配慮があったことは推認できます。しかし、市と申立人との間の具体

的なやり取りについては明確な記録がないことから、この資料だけでは、申立人と市の間に1階部分に生じるリスクに関する合意が成立していたと解することは難しいと思われます。

(3) 小括

解体、撤去作業について、重機を用いずに手作業にしたことはリスクへの配慮としては評価できるものです。また、本件雨漏りの発生後、申立人からの連絡を受けた後の担当課の対応は、現地調査や解体業者への指示など、適切な対応を可能な限り速やかに行っていると評価できます。

もっとも、2階部分を解体、撤去し、1階部分は残存するというのは、公費解体制度で想定された一般的なケースよりもリスクが大きいものだったと思われます。

オンブズマンとしては、本件に内在していた固有のリスクや一般的なケースとの相違について、担当課の認識や検討が不十分であったものと考えます。

5 総括

家屋等の解体、撤去というのは、その作業自体にリスクが伴うのは明白です。そのリスクが顕在化した後に、たとえば裁判による司法的判断によって責任を明確にするということも解決するための手段の一つですが、リスクが顕在化した場合を想定して、あらかじめ取り決めをしておくというリスクマネジメントも重要になります。

オンブズマンとしては、公費解体制度におけるリスクマネジメントについて、市の認識、検討が十分ではなかったことが一番の問題点であると考えます。ただし、公費解体制度は大規模な震災が生じた場合に実施され、平時は実施されないことから、議論や検証の資料が乏しく、公費解体制度を実施する中で十分な検討をするということは難しかったことは否めません。

オンブズマンとしては、申立人への本件事故や本件雨漏りに関する市の見解が不十分であったと思われることから、再度検討されることを希望します。また、今後の公費解体制度のリスクマネジメントのあり方についても本件は一つの参考になると思われるので、十分な検討を期待します。